

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

3月3日発行
Vol.489

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

南相馬市HPから



震災10年 南相馬の歩み (平成23年～27年)

東日本大震災から10年の節目を迎えるにあたり、写真に収められた市民の皆さまの姿を通して、南相馬市の復旧、復興を振り返ります。



2ページをご覧ください。

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	9
双葉町	11
郡山市	13

●新潟県

・東日本大震災に伴い 本県に避難されている世帯の現状と 今後の意向をとりまとめました	17
--	----

●東京電力ホールディングス

・個人さまに対する請求書類 「生命・身体的損害に係る賠償」 の発送について	19
---	----

●全国健康保険協会（協会けんぽ）

・東日本大震災に係る 全国健康保険協会の 令和3年3月1日以降の 対応について	20
--	----

●交流ルームひばり通信

・東日本大震災 黙祷及び献花	21
・3月の「ひばり」	22



南相馬市からのお知らせ

震災10年

—これまでも、これから、ともに—

震災10年 南相馬の歩み (平成23年～27年)

東日本大震災から10年の節目を迎えるにあたり、写真に収められた市民の皆さまの姿を通して、南相馬市の復旧、復興を振り返ります。

平成23（2011）年

3月

- ・ 11日14時46分東日本大震災発生
- ・ 市内震度6弱を観測、大津波警報発令（11日）
- ・ 東京電力福島第一原発からの避難指示を半径10キロメートルに拡大、原発1号機建屋で水素爆発、避難指示を半径20キロメートルに拡大（12日）
- ・ 原発3号機で水素爆発（14日）
- ・ 原発2号機で異音、半径30キロメートル圏内に屋内退避指示。バスによる集団避難の誘導を開始（15日）



津波被害（小高区大井地内）



避難所（原町第一小学校）



鹿島中からバスで避難する市民

4月

- ・ 臨時災害FM放送局「みなみそうまさいがいエフエム」（愛称「南相馬ひばりエフエム」）開設
- ・ 半径20km圏内を警戒区域に指定。半径20km以上30km圏内に指示していた屋内退避を解除。新たに計画的避難区域、緊急時避難準備区域を設定。
- ・ 30km圏外の鹿島区で小・中学校を再開
- ・ 福島市役所に福島市出張所を開設

次ページへ続きます

5月

・警戒区域への一時立ち入り開始



・応急仮設住宅の入居開始

7月

・東日本大震災慰霊祭を開催



・南相馬チャンネル放送開始

・東日本大震災復興相馬三社野馬追



8月

・被災事業所が仮設事業所に入居開始

9月

・放射能測定所開設

・応急仮設住宅巡回バス運行開始

・緊急時避難準備区域の解除

次ページへ続きます 

10月

- 原町区で応急仮設住宅の建設開始
- 仮設商店街「かしま福幸商店街」が鹿島区西町にオープン



11月

- 原町区の応急仮設住宅へ入居開始

12月

- JR常磐線原ノ町～相馬駅間の再開



平成24 (2012) 年

1月

- 市復興はしご乗り



- 放射線対策総合センター開所

次ページへ続きます 

3月 | ・市追悼式

4月 | ・夜間初期救急診療を再開
 ・常磐自動車道 南相馬～相馬間開通
 ・警戒区域が解除、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示準備区域に再編

5月 | ・三里仮設店舗「希望」開店



7月 | ・雲雀ヶ原陸上競技場リニューアルオープン
 ・市の先行除染が原町区片倉行政区で開始

9月 | ・市が生活圏の本格除染に着手

10月 | ・仮設住宅と旧警戒区域を結ぶジャンボタクシーの運行開始

平成25（2013）年

1月 | ・南相馬屋内市民プールの再開

4月 | ・3年ぶりに春季競馬大会開催



次ページへ続きます 

6月 | ・小高区の生活ごみ搬入・焼却開始

7月 | ・高見公園にじゃぶじゃぶ池オープン



10月 | ・第1回市鎮魂復興市民植樹祭



・震災後初となる市総合防災訓練実施
・小高区で復興文化祭

平成26 (2014) 年

2月 | ・真野小学校の閉校記念式典



次ページへ続きます

3月

- ・災害公営住宅の鹿島区西川原団地完成
- ・八木沢トンネル起工式
- ・わんぱくキッズ広場開所



4月

- ・かしま再興祭



- ・小高病院が外来診療再開

5月

- ・大町地域交流センター開所

7月

- ・20キロメートル圏内の特例宿泊開始

9月

- ・国道6号が3年6カ月ぶりに全線開通
- ・かしま交流センター開所

12月

- ・「おだかのひるごはん」オープン

次ページへ続きます 

平成27 (2015) 年

- 3月
- ・常磐自動車道が全線開通
 - ・市消防・防災センター落成式
 - ・小高区の仮設焼却処理施設火入れ式
 - ・災害公営住宅の原町区大町西団地・東団地完成

- 4月
- ・市サービスエリア利活用拠点施設「セデッテかしま」オープン



- ・小高商工会新会館完成

- 6月
- ・みなみそうま復興大学開所

- 7月
- ・みちのく鹿島球場復旧改修完了

- 9月
- ・小高区仮設店舗「東町エンガワ商店」開店



- 11月
- ・環境創造センター南相馬市施設完成

次号へつづく

問い合わせ

総務部 秘書課 広報広聴係

TEL 0244-24-5216



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [2/26～3/5]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. アグリサイエンスカフェ特別編3 ダイジェスト
 集団災害医療としての新型コロナウイルス感染症対策
 ～南相馬市立総合病院の取り組み～ [14分]
3. 幸せを願って 南相馬のひなまつり [7分]
4. 生涯学習チャンネル～お家で簡単お菓子作り「チョコっとブラウニー」 [13分]
5. 月刊 図書館通信 3月号 [6分]
6. お家でできる軽体操～腰痛予防編～ [4分]
7. 南相馬見聞録 ～大甕山医徳寺～ [5分]
8. 備えよう！新型コロナウイルス感染症Vol.1 感染リスクが高まる「5つの場面」 [7分]
9. リクエストアワーのお知らせ [2分]



浪江町からのお知らせ

浪江町民の避難状況 (2月28日現在)

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	55	長野県	54
青森県	40	岐阜県	17
岩手県	40	静岡県	60
宮城県	911	愛知県	39
秋田県	43	三重県	7
山形県	119	滋賀県	5
茨城県	979	京都府	34
栃木県	464	大阪府	60
群馬県	132	兵庫県	22
埼玉県	648	奈良県	5
千葉県	559	和歌山県	-
東京都	787	鳥取県	-
神奈川県	415	島根県	5
新潟県	304	岡山県	23
富山県	15	広島県	10
石川県	25	山口県	1
福井県	12	徳島県	1
山梨県	37	香川県	5

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	2,419	天栄村	1	三春町	73
会津若松市	196	下郷町	4	小野町	12
郡山市	1,693	南会津町	9	広野町	49
いわき市	3,173	北塩原村	3	橋葉町	17
白河市	250	西会津町	4	富岡町	19
須賀川市	144	磐梯町	4	川内村	4
喜多方市	19	猪苗代町	21	大熊町	4
相馬市	438	会津坂下町	20	双葉町	-
二本松市	1,019	金山町	1	浪江町	1,098
田村市	69	会津美里町	9	葛尾村	5
南相馬市	1,958	西郷村	137	新地町	86
伊達市	104	泉崎村	5	飯舘村	2
本宮市	467	中島村	2	県内	2
桑折町	142	矢吹町	36	合計	14,013
国見町	28	棚倉町	7	(前月 14,021)	
川俣町	57	埴町	2	避難者総数	
大玉村	187	石川町	6	20,053	
鏡石町	7	古殿町	1	(前月 20,072)	

2021年度 国家公務員「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)のお知らせ

3月1日HP更新

仙台国税局では、バイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。

国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署などにおいて、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

受験資格

1. 平成3年4月2日から平成12年4月1日生まれの者
2. 平成12年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者および令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

受験申込受付期間

3月26日(金)～4月7日(水)

受験申込方法

受験申し込みはインターネット申し込みとします。

▶ 国家公務員試験採用情報NAVI

<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

第1次試験日

6月6日(日)

【試験に関する問い合わせ】

仙台国税局人事第二課試験研修係

TEL 022-263-1111 (内線: 3236)

人事院東北事務局

TEL 022-221-2022



双葉町からのお知らせ

町長メッセージ (3月1日)

3月1日HP更新

東日本大震災から十年

町民の皆さまへ

町民の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に深いご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。感染者数は減少傾向が続いておりますが、重症化リスクの高い高齢者層の占める割合が増加しており、気を緩めることなく引き続き感染防止対策に取り組んでまいります。

さて、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から3月11日で丸10年の月日が経とうとしています。11日には昨年秋に落成した双葉町産業交流センターにおいて双葉町内では初めてとなる「東日本大震災双葉町追悼式」を挙行いたします。震災で亡くなられた方、またふるさとに帰ることができずに無念のまま避難先で亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表します。

今から10年前、大災害に見舞われた混乱の中で全町避難の指示が出され、地震、津波の被害の大きな爪痕に10年後の町の姿を思い描くことは全くできない状況でした。町域の96%が帰還困難区域に指定され、何もできないまま時間が過ぎていきましたが、平成29年5月に福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が公布・施行され、帰還困難区域内の復興及び再生を推進するために、特定復興再生拠点区域を設定しました。これにより帰還困難区域を含めた双葉町内の復興まちづくりによりやく着手できるようになりました。現在、特定復興再生拠点区域内の除染、建物解体やインフラ復旧が進み、復興に向けた取り組みが目に見える形となりました。そして昨年3月には、避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺の一部区域の避難指示の解除、特定復興再生拠点区域全域を立入規制の緩和区域に設定、双葉町役場コミュニティーセンター連絡所の開所、常磐双葉インターチェンジの供用開始、JR常磐線の全線開通など復興が加速しました。そして昨年秋には東日本大震災・原子力災害伝承館がオープン、双葉町産業交流センターの開所と喜ばしい話題が続き、いよいよ令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除と町民の皆さまの帰還に向けた取り組みを加速してまいります。

次ページへ続きます 

1月14日告示の双葉町長選挙において無投票再選を果たし、引き続き3月10日から三期目の町政の舵とり役を担うことになりました。双葉町の新しい未来に向かって、初心を忘れず、気持ちを引き締めながら職員とともに町の復旧、復興、町民の皆さまの帰還のための課題解決に取り組んでいく所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

大震災から11年目となる今年は帰還に向けた各種事業を加速するとともに、居住開始以後の新たな双葉町のあり方や将来像を提示し、引き続き町民の皆さまの生活再建に努めてまいりますのでご支援とご協力をお願いいたします。

3月に入り、春の訪れを感じる季節になりましたが、まだまだ寒さの厳しい日々が続きます。新型コロナウイルスのワクチン接種についても詳しい情報が分かり次第、お知らせしていきます。引き続き感染予防対策を実行され、体調管理には気をつけていただきますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

令和3年度の双葉町内仮置場から中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送について(環境省からのお知らせ)

3月1日HP更新

環境省から、令和3年度の双葉町内仮置場から中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送についてお知らせします。

▶ 双葉町の皆様へ 環境省からのお知らせ

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/12960/ad.pdf>



【問い合わせ先】

環境省「除染と中間貯蔵施設に関するお問い合わせ窓口」

 0120-027-582 (受付時間 午前9時30分～午後6時15分)

※日・祝日除く

問い合わせ

建設課

TEL 0246-84-5209



郡山市からのお知らせ

新型コロナウイルスワクチンの接種についてのお知らせ

3月2日HP更新

現在、新型コロナウイルス感染症のワクチン開発が国内外で進められています。今後、日本国内においてウイルスに対し有効で安全なワクチンが順次承認される見込みですが、本市では国が示すスケジュールに沿ってワクチン接種を滞りなく開始できるよう、郡山医師会、郡山歯科医師会、郡山薬剤師会等の医療関係機関・団体の皆さまで構成する「郡山市新型コロナウイルスワクチン接種専門委員会」での議論も踏まえ、市民の皆さまがワクチンを接種する場所の確保や接種対象者向けの接種券の発行に向けて現在準備を進めています。

ワクチンについて

現在3種類のワクチンの使用が見込まれています。

各ワクチンとも、一定間隔を置いて2回接種するのが特徴です。

なお、1回目と2回目は同じ製剤会社のワクチンを接種する必要があります。

製剤会社名	ワクチンの種類	接種回数	接種間隔
ファイザー社	mRNAワクチン	2回	21日
アストラゼネカ社	ウイルスベクターワクチン	2回	28日
武田/モデルナ社	mRNAワクチン	2回	28日

※ アストラゼネカ社、武田/モデルナ社のワクチンについては、薬事承認前の内容で確定ではありません。

接種対象者について

ワクチンは原則居住地（住民票所在地）での接種となります。

ワクチンは薬事承認されたものから順次供給が開始されますが、供給量には限りがあるため、一定の接種順位により順次接種が開始されることとなります。

（接種順位）

1	医療従事者等	新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に直接医療を提供する施設の医療従事者等
2	高齢者	令和4年3月末時点で65歳以上に達する人（昭和32年4月1日以前に生まれた人）
3	基礎疾患を有する人	1. 昭和32年4月2日以降に生まれた方のうち、以下の病気等で通院または入院中の方 ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病（高血圧を含む。） ・慢性の腎臓病

次ページへ続きます

3	基礎疾患を有する人	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性の肝臓病（ただし、脂肪肝や慢性肝炎を除く。） ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ・染色体異常 ・重症心身障がい（重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態） ・睡眠時無呼吸症候群 <p>2. 昭和32年4月2日以降に生まれた方のうち、基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方</p>
	高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等(介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障がい者施設・救護施設等)において、利用者に直接接する職員
4	上位以外の人	ワクチンの供給量によっては、接種対象者が細分化(例:60～64歳の方の接種を優先)される場合があります

注意 16歳未満の方が接種対象になるかどうかは、各ワクチンの安全性や有用性などを踏まえて国が決定することになっています。

接種費用について

無料（接種を受ける際の費用は全額公費負担です）

注意 不審な電話やメールにご注意ください。ワクチン接種に関して金銭や個人情報や電話やメールで求めることはありません。

接種回数について

2回の接種が必要です。
ワクチンの種類により、3週間から4週間の間隔を空けて接種することになります。

接種体制について

接種は市が設置する会場での集団接種または協力医療機関での個別接種となります。

1	集団接種	<ol style="list-style-type: none"> 1.八山田会場（総合南東北病院併設施設） 2.向河原会場（星総合病院併設施設） 3.亀田会場（休日・夜間急病センター）
2	個別接種	市内の協力医療機関において実施 (医療機関名は決まり次第公表します)

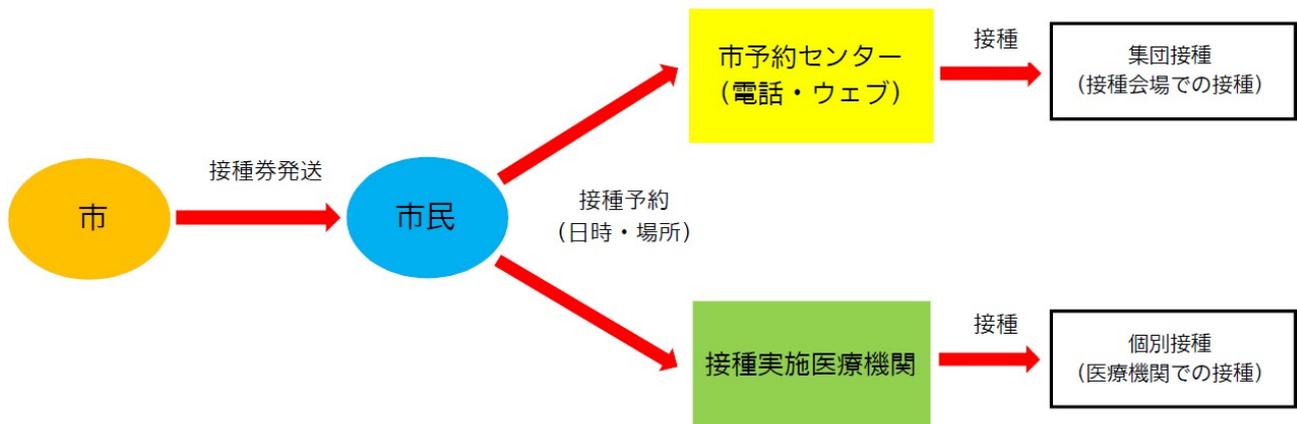
次ページへ続きます 

接種までの流れについて

本市における基本的な接種の流れは下記フロー図のとおりです。

接種対象者の方には市から接種券を送付しますが、ワクチンの供給量には限りがあることから、事前に接種予約をしていただく必要があります。

予約センター等については、高齢者の方へ接種券を送付するタイミングでの開設を予定しています。



接種スケジュールについて

ワクチンの供給体制が整い次第、接種の優先順位に従って順次開始となります。

65歳以上の高齢者の方については3月下旬に接種券を送付する予定で、4月12日以降に接種が可能となる見込みです。

65歳未満の方については4月中に接種券を送付する予定ですが、具体的に接種が可能となる時期は未定で、5月以降となる見込みです。

区分	3月	4月	5月
65歳以上の方	接種券発送	4月12日以降 接種開始	
65歳未満の方		接種券発送	5月以降接種順位に従って順次接種開始

※ワクチンの供給状況により、スケジュールの変更や接種対象者が細分化される場合があります。

次ページへ続きます

接種による効果について

ワクチンの接種は努力義務であり、強制ではありません。個人の同意を得た場合に限り接種は行われます。

一般にワクチンの接種は個人が自身の免疫を獲得するために実施するものですが、市民の皆さまの一定割合以上がワクチン接種を受けることが「**集団免疫**」を獲得することに繋がります。この一定割合とは70%以上と言われており、**市民の皆さまの多くがワクチン接種により免疫を獲得することが、新型コロナ収束の有効打となります。**

接種による副反応(副作用)について

今回のワクチンも含め、一般的に予防接種では副反応(副作用)による健康被害が極めてまれですが発生することが避けられないことから、予防接種法に基づく被害者救済制度が設けられています。

接種後に健康被害が生じて医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、医療費の給付や障害年金等の給付が受けられる制度です。制度の詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。

なお、アメリカ疾病予防管理センター(CDC)の報告では、コロナワクチン接種による重篤な副反応(アナフィラキシー)が起こる頻度は約20万人に1人という結果となっています。

▶ 予防接種健康被害救済制度(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/kenkouhigai_kyusai/



市コールセンターでの相談受付について

3月1日に本市における新型コロナウイルスワクチンの接種手続きや接種スケジュールなどに関する相談に対応するコールセンターを開設しました。

郡山市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

 0120-994-883

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ

保健福祉部 保健所地域保健課

TEL 024-924-2163

東日本大震災に伴い本県に避難されている世帯の 現状と今後の意向をとりまとめました

3月2日

県では、本県に避難している世帯を対象に、避難生活の現状と今後の意向について調査を行いましたので、その結果をお知らせします。

1 調査の概要

- 調査目的 避難生活の状況を把握するとともに、今後の支援の検討に生かすため
- 調査期間 令和2年11月9日～令和2年12月7日
- 調査方法 郵送によるアンケート調査（悉皆調査）
- 調査対象 本県に避難している世帯
- 回答数 292世帯（回答率38.3%）

福島県の避難指示区域内	148世帯(44.2%)
福島県の避難指示区域外	165世帯(34.4%)
他県（宮城県など）	5世帯(2.08%)

※「避難指示区域内」および「避難指示区域外」の区分は平成27年6月15日時点のもの

2 調査結果のポイント

(1) 今後の生活拠点

県内での自宅取得、生活の安定、子どもの進学、就職などを背景に、新潟県への定住を考えている世帯の割合が高くなっており、前々回（平成30年度）調査以降、4割を超えている。また、子どもが県内で就学中であることなどを背景に、先の見通しを立てられない「未定」とする世帯も、前々回調査以降、2割を占めている。

このような、新潟県内で避難生活を続ける傾向は、発災から約10年間の長期避難による生活の安定（就職、子どもの進学、生活への慣れ等）が要因であることから、今後も継続するものとみられる。

回答内容	R2（今回）	R1	H30
a. (いずれは) 避難元に戻って生活する	26% (76世帯)	30% (104世帯)	28% (125世帯)
	区域内28% (41世帯) 区域外25% (35世帯)	区域内26% (47世帯) 区域外35% (57世帯)	区域内30% (65世帯) 区域外26% (58世帯)
b. このまま新潟県に定住する	45% (132世帯)	45% (157世帯)	42% (191世帯)
	区域内50% (74世帯) 区域外38% (53世帯)	区域内50% (89世帯) 区域外38% (63世帯)	区域内44% (97世帯) 区域外40% (89世帯)

次ページへ続きます 

回答内容	R2 (今回)	R1	H30
c.(いずれは) 避難元県・新潟県以外に移住する	5%(13世帯)	3%(10世帯)	5%(21世帯)
	区域内 5% (8世帯) 区域外 4% (5世帯)	区域内 3% (6世帯) 区域外 2% (4世帯)	区域内 6% (12世帯) 区域外 4% (9世帯)
d.生活拠点をどうするか未定	23%(68世帯)	22%(76世帯)	24%(108世帯)
	区域内17% (25世帯) 区域外31% (43世帯)	区域内20% (36世帯) 区域外24% (40世帯)	区域内20% (44世帯) 区域外28% (63世帯)

※区域内・区域外その他、宮城県、岩手県、茨城県からの避難世帯がある

(2) 令和3年4月以降の住居

ア.避難指示区域内

「自宅（購入を含む）、親戚・知人宅」が54%、次いで「民間賃貸住宅」が25%となっている。

イ.避難指示区域外

「民間賃貸住宅」が53%と最も多く、次いで「自宅（購入を含む）、親戚・知人宅」が29%、「公営住宅」が9%となっている。

(単位：世帯)

種別	福島県			
	区域内 n=148		区域外 n=139	
	現在	令和3年4月以降	現在	令和3年4月以降
応急仮設住宅（借上げ住宅・公営住宅を含む無償提供）	17世帯（11%）	14世帯（9%）	—	—
民間賃貸住宅	43世帯（29%）	37世帯（25%）	82世帯（59%）	74世帯（53%）
公営住宅	3世帯（2%）	3世帯（2%）	11世帯（8%）	12世帯（9%）
自宅（購入を含む）、親戚・知人宅	81世帯（55%）	80世帯（54%）	40世帯（29%）	40世帯（29%）
福島県へ帰還	—	7世帯（5%）	—	4世帯（3%）
他県へ移転	—	1世帯（1%）	—	—
選択が難しい	—	4世帯（3%）	—	4世帯（3%）
未回答	4世帯（3%）	2世帯（1%）	6世帯（4%）	5世帯（3%）

(3) 困りごと、不安なこと（自由記述） ※主なもの

ア.避難指示区域内

「健康（病気を抱えている等）」、「避難先での暮らし、環境変化等」

イ.避難指示区域外

「生活費の負担が重い」、「先行き不透明で将来不安」

次ページへ続きます 

(4) 行政への意見・要望（自由記述） ※主なもの

ア.避難指示区域内

「避難者への支援の継続（各種補助の継続・新設）」

イ.避難指示区域外

「高速道路の無料措置の延長」、「避難者への支援の継続（各種補助の継続・新設）」、「情報提供（支援情報・避難元の情報提供）」

▶ 報道資料（調査結果）

https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/life/362678_671778_misc.pdf



問い合わせ

震災復興支援課 広域支援対策係

TEL 025-282-1732

TEPCO

東京電力ホールディングス
福島復興本社

個人さまに対する請求書類 「生命・身体的損害に係る賠償」 の発送について

2月24日

東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

「生命・身体的損害に係る賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ご請求対象期間：2020年12月1日から2021年2月28日まで（原則3カ月単位）
- ご請求受付開始：3月1日

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害による就労不能損害を被られている方につきましては、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先＞
福島原子力補償相談室（コールセンター）

 0120-926-404 午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

東日本大震災に係る全国健康保険協会の 令和3年3月1日以降の対応について

協会けんぽ及び船員保険の加入者のうち、福島第一原発の事故に伴う警戒区域等の被災者にかかる、令和3年3月1日以降の医療機関における窓口での一部負担金(※1)の免除措置につきましては、次の区分に応じて取り扱うこととなりました。

なお、令和3年3月以降も医療機関等における窓口での一部負担金の免除措置の継続となる方には、更新した免除証明書を令和3年2月末にお送りしています。お手元に届かない場合は、お手数ですが都道府県の協会けんぽ支部までお問い合わせください。

対象区分	有効期限
現に帰還困難区域に指定されている区域の方	令和4年2月28日
次の区域等の方であって、上位所得層(※2)に該当しない方(※3) ・旧緊急時避難準備区域の方 ・特定避難勧奨地点の指定を受けていた方 ・旧帰還困難区域の方 ・旧居住制限区域の方 ・旧避難指示解除準備区域の方	

(※1) 被保険者とその被扶養者が保険医療機関・保険薬局および指定訪問看護事業者で受けた療養に係る一部負担金をいいます。

(※2) 上位所得層とは、事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額が、53万円以上の被保険者をいいます。

(※3) 上位所得層から一般所得層(標準報酬月額50万円以下)に所得区分の改定が行われた場合は、改めて免除申請をしていただくことで所得区分の改定された月から免除措置の対象となり、一部負担金が免除されます。

【ご注意ください】

会社を退職するなどして保険証が変わった場合には、今回お届けした免除証明書は使用できなくなります。

変更後の保険証が、引き続き「協会けんぽ」から発行されている場合は、あらためて一部負担金の免除の申請をしていただき、免除証明書の交付を受けてください。

問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ) 新潟支部

TEL 025-242-0262

東日本大震災 黙^{とう}禱及び献花

東日本大震災から10年の節目を迎える3月11日(木)に、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の復興を願い、地震発生時刻の午後2時46分に合わせて黙とうを捧げ、献花を行います。平日での開催となりますが、新型コロナウイルス感染症対策をとって開催します。

- 椅子の間隔をあけて着席していただきます。
- マスク着用、手指消毒にご協力ください。
- 発熱や風邪症状などがある場合は、参加をお控えください。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催を中止する場合があります。

- と き **3月11日** **木** 午後2時45分～3時
- と ころ **総合福祉センター** 1階ロビー
- 主 催 三条市
- 協 力 さんじょう∞ふくしま「結」の会
- 参加予定者 市内の避難者、三条市民ほか

※終了後も、当日の総合福祉センター開館時間内は献花していただけます。

— 昨年の様子



平成三十一年三月十一日
東日本大震災
黙禱及び献花



3月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
				4	5	6
				ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
7	8	9	10	11	12	13
	ひばり休み	ひばり休み		東日本大震災 黙祷及び献花 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
14	15	16	17	18	19	20
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	春分の日 ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょう∞ふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日 午前10時～午後3時
水 午前10時～午後1時

※さんじょう∞ふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2021.3.3現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	16	42
原町区	4	5
南相馬市 計	20	47
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合計	29	69

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511